秋田市歴史資料の保存等に関する要綱(平成18年3月29日 秋田市長決裁)【抜粋】

(歴史資料の選定)

- 第2条 総務部文書法制課長(以下「文書法制課長」という。)は、各課 所室長から廃棄文書目録が提出されたときは、速やかに当該廃棄文書目 録の中から歴史資料に該当する文書を選定するものとする。
- 2 前項の規定による歴史資料に該当する文書の選定は、次に掲げる選定 基準に従って行うものとする。
  - (1) 市の総合計画ならびに重要な施策および事業に関連するもの
  - (2) 市の組織又は機構の変遷ならびに施設等の設置、改廃および管理に関連するもの
  - (3) 各種制度の新設および改廃に関連するもの
  - (4) 本市の行政区域の設定および変更に関連するもの
  - (5) 予算および決算に関連する重要なもの
  - (6) 請願、陳情、要望等の市民の意向および動向に関連するもの
  - (7) 各種の調査、統計および報告に関連するもの
  - (8) 各種の審議会、委員会等の重要な会議に関連するもの
  - (9) 公有財産等の取得、管理および処分に関連するもの
  - (10) 市民の権利義務に関連するもの
  - (11) 許可、認可、免許、承認、通知等の行政処分に関連するもの
  - (12) 地方公営企業の経営に関連するもの
  - (13) 監査に関連するもの
  - (14) 各種補助金に関連するもの
  - (15) 主要な行事、事件および災害に関連するもの
  - (16) 重要な刊行物および印刷物に関連するもの
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として保存する価値があると認められるもの